

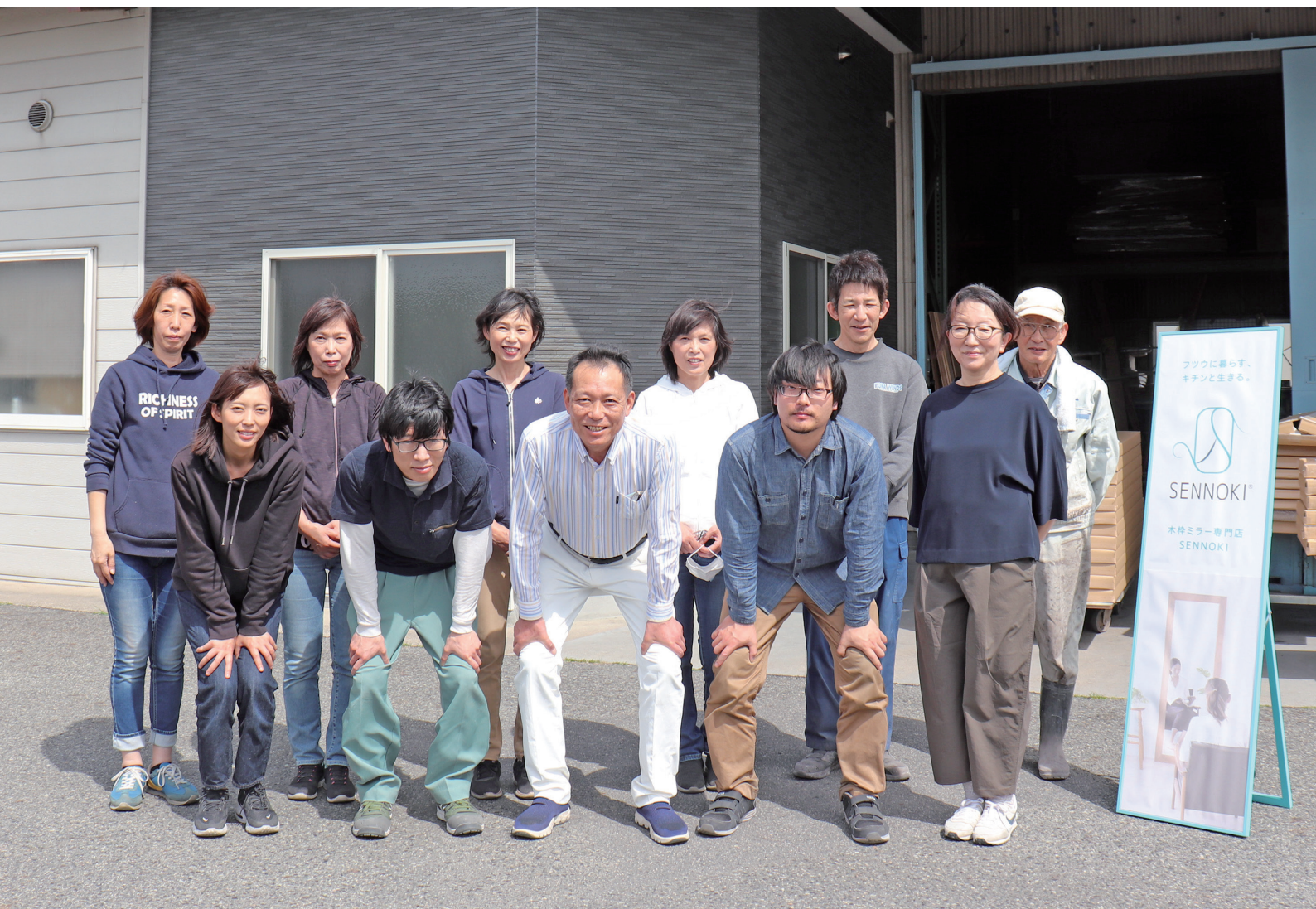
No.618

商工 かこがわ

<https://kakogawa-cci.or.jp/>

6

2021



特集 「労働力を確保するために 法改正に対応した雇用環境を整える」

■クローズアップ

兵庫県東播磨県民局
局長 小川 佳宏 さん

■エッセイ

(有)内木場工務店
代表取締役 内木場 徹 さん



もくじ

1 目次

2 特集

労働力を確保するために
法改正に対応した雇用環境を整える

7 クローズアップ

「歴史に根差した躍進する東播磨へ」
兵庫県東播磨県民局
局長 小川 佳宏 さん

9 エッセイ

「民事調停委員を経験して」
(有)内木場工務店
代表取締役 内木場 徹 さん

11 会員事業所紹介

(株)テクノ・オカダ
代表取締役 岡田 健司

12 会員さんNOW

令和3年 兵庫県功労者表彰 受賞

12 会議所のうごき

小規模事業者持続化補助金

13 団体だより

女性会・青年部

15 会議所からのお知らせ

「源泉所得税の納付はお忘れなく」 他

16 会議所カレンダー

「今月の“こんな日”」

ご覧ください加古川商工会議所のホームページ <https://kakogawa-cci.or.jp/>



今月の表紙
『(株)千代木工』

事業所データ

◆代表者

代表取締役 岡本 清明

◆所在地

加古川市八幡町宗佐822-1

◆電話

079-438-6633

◆ホームページ

<http://sendaimokkou.com/>

◆表紙写真

- ①インテリアのポイントには当社自慢の木枠ミラーを！（前列中央が岡本社長）
- ②この機械ならわずか数秒で、重量のある鏡を支える木枠を強力接着
- ③表面の磨きは綺麗な仕上がりにには重要なポイント
- ④何度も丁寧に塗装を施します
- ⑤「ふるさと納税」で人気のミラー



「木」のある豊かな暮らしを提供し続けたい

皆さん、加古川市のふるさと納税返礼品のなかで「木枠ミラー」の人氣が高まっているのをご存じですか？その人氣商品を世に送り出しているのが今月の表紙、(株)千代木工です。

1959年(昭和34)に先代の岡本佐千夫氏が岡本佐千夫木工所を開業し、金物のグリップなどを作ったのが始まりで、その後、千代木工と名を改めた同社はキッチンフタなど製造しながら、品質の良さが認められ順調に業績を伸ばしてきました。しかし、海外製品の波が同社を襲いました。2代目の岡本清明社長は「バブル期に順調に受注があったことから、積極的に動かなくてもいい」と甘く考えていました。受注も減り焦りもありましたが、値段に関係なく当社の技術を信頼して注文してくださるお客様のために、絶対に妥協の無い仕事を続けようと思つてやっていると、少しずつ注文が増えてきました。信じてやってきて良かったと思えた時です。今、改めて思い出します。

その後様々な壁にぶち当たりながらもその確かな技術で苦境を乗り越えてきた同社。そして後に人氣商品となる「木枠ミラー」が誕生するきっかけとなった注文が得意先から舞い込みます。それは「1cmの細い木枠で姿見を作れないか」というもの。

岡本社長は強度・デザインなど何度も試作を重ねた結果、後ろから鏡をはめ込む従来方式ではなく、上から貼り付けることで細枠でも安定させ、さらに鏡と枠の高低差をほぼフラットにする。と枠の映り込みも抑え、すっきりしたきれいな映りを実現しました。あえて装飾を施さないシンプルなデザインは、縦にも横にも配置でき、どんなインテリアにもマッチします。長年培われた木工職人の技が生み出す卓越した技術とこだわりが詰まった品は、洗練された雰囲気を出しつつもインテリアに自然に溶け込み、岡本社長もこの仕上がりに安んじ海外製には絶対に出せない。実際手にしていただくとも必ず満足いただけるはず。サイズ・形カラー、部屋の雰囲気や季節などにあわせて気軽に交換してみようと思つていただきたいですね」と自信を覗かせます。

そして「自社商品を広く知っていただくため、オンラインショップ『SENNOKU』を立ち上げました。製造から出荷まですべて自社で行っているのだから安心してご利用いただけます。ぜひ地元の方々にも知っていただきたいです」と話します。

「世の中どう変わっていくのかわからないが、今後も自分を信じ高品質の木製品を開発し形にしていきたい。後継を育てていく責任も感じています。今、息子が携わってくれていますが、私も父から引き継いだ時をつたうように、その時、その時代ににあわせてどう変えていくのか見守っていききたい。私は今後も正直に「木」と向き合つてものづくりを続けていきたいと思います。その真摯な思いと高い技術は、この先も変わることなく受け継がれていきます。」

労働力を確保するために 法改正に対応した雇用環境を整える

現在、日本には役員を除く雇用者が5601万人おり（総務省労働局調査：令和3年1月～3月平均）、そのうち、正規の職員・従業員は3546万人、非正規の職員・従業員は2055万人となっています。従業員を定着させるためには、まず法に則った雇用環境を整えることが重要です。今月の特集は、雇用に関わる法改正及び従業員の技術力アップについてその概要をまとめました。

資料参照：厚生労働省HP・パンフレットより

様々な分野における法改正は毎年行われており、今までの仕組みを大きく変えなければならぬ場合もあるなど、事業主にとっては頭を悩ませるものの一つです。しかし、雇用に関わる法改正について変更点を知り、改善しておかないと、思わぬトラブルから従業員の離職に繋がる可能性も出てきます。一人でも戦力を失うことは事業所にとっては大きな痛手となります。

今年、「育児・介護休業法」や「高齢者雇用安定法」など、雇用に関わる法も改正されています。それぞれ、どのような改正内容なのでしょう。

育児・介護休業法

2021年1月1日に新しい「育児・介護休業法」が施行されました。今回の法改正により、「子の看護休暇・介護休暇」について取得単位と取得対象労働者に変更が生じます。

「子の看護休暇・介護休暇」とは、「育児・介護休業法」で定められている休暇制度です。対象と

なる労働者は、年次有給休暇とは別に、この休暇を取得することができます。

「子の看護休暇・介護休暇」は労働者から取得の申し出があった場合、原則的に事業主は拒むことができません。これまでは

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

となっていました。今回の改正により

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

となりました。

ここに注意！

「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにします。

法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

法を上回る制度として「中抜け」ありの休暇制度を認めるように配慮をお願いします。

※「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

高齢者雇用安定法

少子高齢化が進み、労働人口が減少する現代で、高い知識と技術力を持ち、働く意欲と能力のある高齢者の積極的活用は企業にとってのメリットも多く必要不可欠です。

高齢者雇用安定法の改正は、少子高齢化の急速な進展と、労働人口が減少する環境下で経済社会の活力を維持するために、70才までの就業機会の確保について、多

様な選択肢を法制度上整えることを目的に、2021年4月から実施されました。

これまで、65歳までの雇用確保が義務付けられていましたが、プラス70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったということです。

ここに注意！

70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときはむやみに短い契約期間とすることがないようにします。

★★対象となる事業主★★

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度を導入している事業主

★★対象となる措置★★

次の①～⑤のいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - A.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - B.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

★★高齢者雇用のための助成制度★★

- ・65歳超雇用推進助成金
- 65歳以上への定年引き上げ等の取り組みをおこなった事業主に対して、助成金を支給する制度です。生涯現役社会の実現のため、高齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

同一労働同一賃金とは？

また、高齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高齢者に支払う金銭等を決定することが望ましいでしょう。

大企業は2020年4月から、

中小企業は2021年4月から正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差を解消することが求められています。これが「同一労働同一賃金」で、

- ①基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることの禁止
- ②短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければならぬ。

まずは自社の状況を考えてみましょう。

①正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の待遇に違いはあるか？

②待遇の違いが働き方や役割

の違いに応じたものであると説明ができるか？

項目②で単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

「説明ができない」場合、待遇の違いが不合理であると判断される可能性があるため、改善に向けて取り組みを進めなければなりません。

正社員と①職務内容（業務の内容＋責任の程度）②職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）③その他の事情の違いに応じた範囲内で待遇を決定する必要があります。

正社員と①②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されています。

同一労働同一賃金を考える際に大切なことは、合理的であると説明ができるのかどうかです。また、合理的であったとしても、労使間で話しあい、納得してもらえらるよう丁寧に説明をするようにしましょう。

★★事業所がすべきことは★★

- ①現在の就業規則を改定する
- ②時間単位での休暇取得が難しい業務にも対応する

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。労使で十分に話し合いましょう。
- ③労働条件の不利益変更に注意する

就業規則を変える際「既存の規定を下回る変更になっていないか」という点に気を付けましょう。すでに30分単位での取得ができていた企業が、これを機に時間単位での取得のみを認めるように就業規則を変更すれば、労働者にとっては、変更前の規定よりも不利益なものになります。

また、既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。

就業規則改定の際は、改正された法令の基準を順守しているだけでなく、変更後の規定が従来の労働条件を下回っていないかも、必ず確認してください。

従業員の技術力アップに悩んだときは

「後進が育っていない」「コロナ禍で厳しい状況だが、社員には技術力を上げる研修を受けさせたい」といった悩みを持つ製造業の経営者も少なくありません。

技術のいろはを学ぶなら、下記のような機関はいかがでしょうか。低価格で専門的な技術を学ぶことができます。新しい事に挑戦し仕事の幅を広げて、やりがいを感じてもらうとともに、企業の生産性向上も期待できます。

『ものづくり』で近場・低価格ならここ！

ポリテクセンター加古川 加古川市東神吉町升田1688-1 TEL079-434-2014			
機械設計・機械加工や溶接、電気電子・回路設計、建築設計・施工など専門的な知識・技術をセンターの設備を使って学ぶことができます。			
講習日数	約2～4日	料 金	約1万～2万円
研 修 の 一 例	【旋盤加工応用技術】		
	●機械部品・治工具等を製作するための旋盤作業と加工ノウハウに関する知識を習得		
	●講習日数 4日間 ●料金 16,000円		
	【被覆アーク溶接技能クリニック（軟鋼板 各種姿勢編）		
研 修 の 一 例	●被覆アークの溶接について各姿勢におけるすみ肉溶接や突合せ溶接等の実習。溶融池制御のための運棒や電流などの各種条件について理解を深め実践的技能を向上させます。		
	●講習日数 2日間 ●料金 15,000円		

経営者・管理職向けもあり、財務・営業など幅広い内容！

中小企業大学校 関西校 神崎郡福崎町高岡1929 TEL0790-22-5931			
企業の経営管理者、工場管理者などを養成するため「実践的」なカリキュラムが好評。研修には長期・短期があり、ここでは短期コースの一例をご紹介します。			
講習日数	約1～3日	料 金	約1万5千円～3万5千円
研 修 の 一 例	【新規顧客開拓の進め方】		
	●なかなか進まない新規顧客開拓には取り組むべき基本や手順があります。それを学び足りないものを揃えていきます。自らが営業スキルを高めるだけでなく、次の世代を担う人材への指導にも役立つ内容		
	●講習日数 3日間 ●料金 32,000円		
	【原価管理の基礎と実践講座】		
研 修 の 一 例	●原価計算とコストダウンのポイントを学び、自社のコストダウン活動を改善し、利益を向上させるための実践力を高めます		
	●講習日数 3日間 ●料金 32,000円		

このほかにも「兵庫県立ものづくり大学校」などがあり、在職者訓練でスキルアップが図れます。

例えば、こんな場合はどうなる？

事例① 同じ仕事内容でも、正社員と非正規社員で給与が違う場合

例えば、ある企業では正社員のAさんとパート社員のBさんが同じトラックドライバーとして働いています。

AさんとBさんはともに同じ仕事をしていますが、正社員のAさんには、急な欠勤への対応や、繁忙期には残業をすることが多く、給与もBさんより多くもらっています。

一方で、Aさんより給与の低いパート社員のBさんには、残業や代替出勤の責任はありません。こういった場合、業務に伴う「責任の程度」が異なるため、同様に「職務の内容」が異なると考えられます。

よって、同じ仕事内容をしていても、責任の重さなどについて説明することができれば、給与などに差があっても問題はないと言えます。

事例② 正社員にだけ「通勤手当」を支払っている場合

例えば、正社員のCさんには通勤手当が支払われていますが、パート社員のDさんには支払われていない場合、これは「合理的ではない」と判断され、問題に発展する可能性が高いといえます。「勤務先に通勤する」ということは、雇用の形態とは関係がないからです。

なお、こういったケースがある場合には、今後の対応について説明し、待遇差の解消に進めて行きましょう。

事例③ 雇用形態の違いで「地域手当」の有無がある場合

例えば、全国に支社を持つ企業が、すべての事業場で一律の基本給の体系を運用しているケース。

正社員のEさんは、転勤によって物価の高い地域で働くことになりました。そして、これまでの基本給とは別に「地域手当」が支給されることになりました。

しかし、現地で採用となったパート社員のFさんには「地域手当」が支払われていません。しかし、このケースは問題にならないと考えられます。

その理由として、パートの時給額には、それぞれの地域で基本給の設定があり、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれていると考えられているからです。

事例④ 業務に伴う責任の程度の違いを考慮した基本給を設定

正社員（比較対象労働者）の給与は月給制、パート（取組対象労働者）の給与は時給制であり、正社員の基本給を時給換算するとパートの時給額と差がある。この差については、朝礼への出席義務の有無、急な発注に伴う時間外勤務ができるかどうか等、業務に伴う責任の程度の違いを考慮して設定しているので問題ないと言えます。

事例⑤ 慶弔休暇のあり、なし

正社員Gさんと同様の出勤日が設定されている短時間労働者のHさんに対しては、Gさんと同様に慶弔休暇を付与しているが、週2日勤務の短時間労働者Iさんに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与しているので問題ないと言えます。

事例⑥ 住宅手当のあり、なし

労働者の住宅に要する費用を補助する趣旨で支給。正社員は転居を伴う配転が予定されており、契約社員よりも住宅に要する費用が多額となる可能性がある。



兵庫県東播磨県民局長
おがわ よしひろ
 小川 佳宏 さん

歴史に根差した

躍進する東播磨へ

「この名札、県産ヒノキで作っているんですよ」と前職の農政環境部時代から使用している名札を見せる笑顔の小川県民局長。この4月から新たに着任した小川局長にこれからの東播磨についてお話を伺いました。

歴史と産業に支えられた街

東播磨県民局では、30年前から変わらぬ「水と産業」をテーマに掲げています。東播磨は温暖肥沃な播磨平野、清流加古川、全国有数のため池や瀬戸内海・播磨灘の好漁場を擁し、その豊富な水源をもとに営まれる農業や、臨海部では海運の利便性を活かした工業も盛んな地域で、水辺で豊かに暮らせる非常に住みよい地域です。加えて歴史もあり遺跡や文化財なども多く残されており、私も歴史好きなので、局長

室に置いてある「東播磨の歴史」という本を読んで、少し時間をかけて深く勉強したいと思います。

ところで、東播磨には環境に配慮した最先端技術を持った企業があるのをご存じですか？ 具体的には、回収ペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする企業や、海中で分解されるプラスチックを開発している企業などです。このような高い技術を持つ企業が東播磨にもあることを様々な場でどんどんPRしていきたいですし、地域の皆様方にも知っていただき、環境への意識を高めていただきたいと思います。

ともに躍進する東播磨をつくる

今後の計画として、東播磨南北道路北工区の整備、国道2号の4車線化・対面化等を進めていきます。交通インフラの整備は産業・生活にとって大変重要で、整備により街の価値も高まり、違ったビジネスも生まれるなど地域全体の活性化も期待できます。長期計画ではありますが着実に完成に向けて進めてまいります。

また、東播磨の「食」のブランド化にも力を入れています。加古川パスタ、加古川和牛・・・加古川「発」の最高品質の「食」は他にもたくさんあります。一度食べてみるとその良さは必ずわかっていたくれるものばかりで、全国の方にも是非知っていただきたい

し、地元の方も地産地消で大地の恵みを楽しんでもらいたいです。兵庫県の特産を販売するECサイト『御食国（みけつくに）ひょうご』も是非一度ご利用ください。

そして、情報基盤の活用です。昨年度、県も支援し地域BWA基地局を8か所から64か所へと大幅に増やしていただきました。すでに加古川市で先行されている防犯・防災対策や、教育の場での活用も計画しており、タブレット授業のほか地域の歴史を学べるコンテンツを作成予定です。

コロナ禍での県民局の取り組み

新型コロナウイルスへの対応は、健康福祉事務所を中心に感染源調査や濃厚接触者の特定、PCR検査の実施など日々取り組んでいます。人手が足りず、総務企画室の防災担当者がデスク整理や情報提供、検体の搬送などを行うなど、県民局総出で対応に当たっています。感染拡大を防ぐには、一人一人の感染防止への心掛けが大切です。皆様のご協力をお願いいたします。

東播磨県民局は、私にとって初めて勤務した現場事務所での仕事の原点でもあります。初心に返って、皆様方のお役に立つべく一日一日丁寧に仕事に取り組み、歴史に根差した躍進する東播磨になるよう尽力いたします。どうぞよろしく願います。

「民事調停委員を経験して」

（有）内木場工務店 代表取締役 うちこば 内木場 とおる 徹



住 所: 加古川市神野町福留586-16
T E L: 423-1452
営業内容: 建築設計・施工(新築、リフォーム)



私の本業は有限会社内木場工務店という建築工事会社の代表で普段はお客様との打合せ、現場管理などを主に行なっています。

そして、本業とは別に簡易裁判所で民事調停委員を務めており非常勤の国家公務員といった立場でもあります。

調停委員とは裁判官と民間から選ばれた2名の調停委員により、当事者の言い分を聞き、必要があれば事実も調べ、法律的な観点からも当事者間の争いを合意に導き解決します。

争いの内容を正確に理解して妥当な解決を図る上で、法

律以外の様々な分野の専門的な知識や経験が役立つことも少なくありません。この様なことから、法律の専門家ばかりでなく、豊富な経験をもつ良識豊かな方や、法律以外の分野での専門的な知識経験を備えた方を調停委員に迎えております。現在調停委員に任命されている方の職業は、弁護士、医師、建築士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、会社役員、会社員など社会の各分野にわたっています。

私は加古川簡易裁判所の管轄する建築事件を担当する調停委員が不在という事で調停委員の先輩から推薦を頂き建築の専門家という立場で任命されました。

当初は調停についての知識や制度の事を全く知りませんでしたので、2016年10月に初めて任命され最高裁判所からの辞令書を頂いた時、大変なものを受けてしまったと身が引き締まる思いでした。

調停手続きの特色は、裁判所で行われる紛争解決の手続きに一般市民の良識を反映させる点にあり、裁判官と調停委員はお互いに協力し、裁判官は法律の専門家としての立場から、調停委員は社会の様々な分野で幅広い経験を有する一般市民の立場から、随時当事者に適切な助言を行い、紛争をその実情に即した妥当な解決へと導きます。裁判官に対しては率直に話をしにくいという当事者が、一般市民である調停

委員に対して気後れせず話せるという場合もあります。また、調停委員の社会経験や専門的な知識経験が事案に沿う解決案を見出し解決への糸口となることも多くあります。

時には調停をしていて困ることがあります。当事者は自分の都合の良いことしか話さないことが多く、また双方の考え方が全く違う場合があります。その様な場合はじっくりと双方の話を聞きながら相手の思いを少しずつ伝えていき誤解が生じている部分があることを分かってもらえようように説明しています。しかし検討の余地がないと感じるときは法令や判例を的確に把握し、冷静に説明ができるように努めています。どんなに適切な解決案であっても、当事者双方が納得しなければ調停は成立しませんので、それぞれの言い分を調整して当事者が自主的に争いを解決する気持ちに導くことが大切となります。

私自身も建築工事に関わる以上、仕事の上でも様々なトラブルに直結する立場にあります。今後も他人事ではなくあくまでも自身の事だと思い調停に挑んでいきたいと考えています。

また、誰でも人間社会で生活している以上トラブルに巻き込まれる可能性はどこにでも存在すると思います。そんな時に調停や裁判といった制度がありますので、少しでも早く問題解決する為の方策として知って頂けたらと思います。

Step Up!

青年部の活動を通じて人脈を広げ、補助金活用でさらなる飛躍を目指す会員さんを紹介します。

(株)テクノ・オカダ

代表取締役 おかだ たけし 岡田 健司

所在地：加古川市上荘町国包205-6

TEL：079-438-7030

営業内容：機械加工業

価格と精度は
負けません

昔から好きだった「ものづくり」

「先代の父からコンベア部品の加工業を平成30年に引き継ぎました。昔から手先が器用でプラモデルをつくるのが趣味だった位、モノを作ったりするのが好きでした。好きなことを仕事にできているので楽しみながら毎日過ごしています」と笑顔で語る岡田さん。以前は全く違う業種に就いていましたが、結婚を機に加古川に戻ってきました。

「先代からの取引先をはじめ、現在新たに取引をさせていただいているお客さまのおかげで今があります。自社では、マシニングやNC旋盤を使い、製缶関係品から、精密機械部品などを手掛けています。常日頃から、JIS規格で公差の厳しい製品や、単品物でもできる限りお客さまの要望に沿えるよう全力で取り組んでいます」と自信をもって語ります。

人と人との繋がりを大切にし、お客さまに満足をしていただくために、きめ細やかな対応を心掛けているそうです。

青年部に入会し、
公私ともに充実した毎日

先輩の紹介で商工会議所青年部に入会し、入会から今まで皆勤賞、今年には青年部創立30周年を迎えるので副委員長として、より一層気合が入ります。

「昨年、青年部を担当している商工会議所職員の岩本さんに見てもらいながら申請書を作成し『ものづくり補助金』に応募、無事採択され新しい機械を一台導入しました。今まで全ての工程を終わらせることができなかったところも、一通り処理できるようになり、お客さまにも喜んで頂いています」と話します。

「さらに一丁補助金を考えているので、青年部の活動で会議所の事務所に寄った際聞くと、このような補助金がありますよ。と親身になってアドバイスをいただきました」と語ります。

公私ともに人脈の広がりを感じ、今では休日には青年部のメンバーとゴルフに行くこともあるそうです。そのゴルフも、青年部に入会してから

始められたそうで「実はもともとインドア派だったんですけどね」と新しい趣味も楽しまれています。

「仕事が忙しい中、時間を見つけて県青年部連合会に出向もさせて頂いています。誠心誠意取り組むことで、学ぶことが多くあります。青年部で学んだことを自社に持ち帰り、どんどん魅力的な会社にしていきたいです」と今後の意気込みを語って下さいました。



マッチサイズのネジ、
金属部品を角材からつくります



NC旋盤での作業風景

会員の皆さん、おめでとうございます!

令和3年 兵庫県功労者表彰 受賞

【農林水産功労】小林 稔 様（小林種苗株式会社 代表取締役）

【産業振興功労】堀田 真弘 様（高砂通運株式会社 代表取締役社長）

「小規模事業者持続化補助金」

（一般型 第4回 2/5 締切）の採択結果が発表されました

【当所関係 採択者一覧表】

（順不同）

事業所名	補助事業の事業名称
(株)鈴木鍛工	ホームページ開設し自社の技術をアピール、新規顧客の拡大を図る
ひさき鍼灸整骨院	最先端治療機器の導入による治療期間・時間短縮と満足度向上事業
(株)グレイトフル	地域の認知度向上事業

〈今後の予定〉

一般型（令和元年度補正予算）上限50万円（補助率2/3）

第5回 6/4(金)締切 第6回 10/1(金)締切 第7回 2022年2/4(金)締切 第8回 未定

対象事業：策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する以下の取組

①地道な販路開拓等（生産性向上）の取組

新たな販促用チラシの作成、ネット販売システムの構築、店舗の改装など

②業務効率化（生産性向上）の取組

作業動線の確保や整理スペースの導入のための改装費用など

低感染リスク型ビジネス枠（令和2年度第3次補正予算）上限100万円（補助率3/4）

第2回 7/7(水)締切 第3回 9/8(水)締切 第4回 11/10(水)締切

第5回 2022年1/12(水)締切 第6回 2022年3/9(水)締切

対象事業：小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組

※電子申請システム（jGrants）でのみ受け付けます

【お問い合わせ】加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL 079-424-3355

ハイブリッド開催！ 事業所紹介Vol.10

BUONGIORNO A TUTTI! (ブウオンジョルノ ア トゥッティ!) 皆様こんにちは!

4月20日、女性会定例事業の一つである『事業所紹介Vol.10』が開催されました。コロナ禍の影響により、参加方式はリアル組(会議室集合11人)とZoom経由リモート組(12人)のハイブリッド方式で、2名のメンバーが会場で自社PRしました。

一人目は、オリジナリティーにこだわったガラスアクセサリーを製造販売する(株)H・G・F代表取締役 福岡ひろみ さん。ガラス細工の実演を交えた事業紹介は見るほどに引き込まれるもので、これぞWebツール配信のメリット炸裂!ワクワク感いっぱい学び多きものでした。

二人目は、昨年入会の(株)West Heading代表取締役 松田聖子 さん。大変明瞭なプレゼンをパワーポイントを使い披露されました。海外ビジネス進出企業・行政への翻訳や販促物の制作提案など、幅広いグローバル事業の説明に加え、今後は女性の活躍促進事業の取り組みにも意欲溢れる熱い企業です!

Zoom操作など不安な状況下ではありましたが、手際よく事業が進行できたのは、周りの皆様の支えと教え、そしてファシリテーター(進行役)のおかげで、感謝の気持ちでいっぱいです。ワクチン接種が始まりトンネルの先には光が見えつつもありますが、まだまだ油断せずコロナ対策を講じながら、ポストコロナを展望した活動を進めて行きたいと思います。

GRAZIE ありがとう!

参加者23名(理事 繁田モンディーニ陽子)



素敵なアクセサリーを持参し紹介しました



ハイブリッド方式での自社紹介

アクセサリー創作で地域社会に貢献

(株)H・G・F 代表取締役 福岡 ひろみ



私は3人の子供を育てていたもので、子育て中でも楽しめるカジュアルなアクセサリーが有ればと作り始めました。色と気持ちは連動します。元気の出る“赤”は特に色作りに試行錯誤しました。そのお陰で『ここぞという時に着けて出掛けているの』という言葉いただきます。他にも『いいことがあったわと思ったら、ひろみさんのアクセサリーをつけていたのよ』と言っていただけの事が多くなりました。

『お客様には美しいものを見た感動と癒しと元気を提供します』という理念のもとお客様が笑顔になって下さるよう一つ一つ大事に作り上げていくように心がけています。

海外展開ブランディング

(株)West Heading 代表取締役 松田 聖子

米国に高校・大学・社会人と10年以上住んでいた経験から、元電通のアメリカ人と2005年に翻訳会社をスタートしたのが始まりです。当初はホテルやレストランなど増える訪日(インバウンド)事業者向けの翻訳を行っていましたが、2016年以降は海外展開を目指す中小企業のブランディングなどを手掛け、海外向けのコンセプト作りやウェブサイト制作、SNSでの発信を手伝っています。海外でも活躍する日本企業をドンドン応援していきたいと思っています。



団体だより

青年部

コロナに負けずやれることをやる

ー第30回通常総会を開催ー

4月26日、第30回通常総会を開催しました。本年度から、当青年部の歴史を感じ初志を考え、次代へ継承していく大切さや想いを繋ぐことを目的として、タイトルの前に第30回と通し番号を入れ、凛とした姿勢で臨みました。しかし、緊急事態宣言発出に伴い役員以外のメンバーはWeb参加に変更。それでも多くのメンバーが参加し、これぞ加古川Y.E.Gという一致団結した姿を感じる事ができたことは本当に素晴らしい、誇らしく思います。

議事では永戸会長を議長に選出、報告事項に続いて、審議事項「令和2年度事業報告(案)」「令和3年度事業計画(案)」などの審議を行い、いずれも賛成多数により承認、可決致しました。

コロナ禍で全く先の見えない世の中ではありますが、私たちだからできる事、しなければならぬ事をしっかりと考え、加古川市の発展に繋がるよう邁進致しますので本年度も宜しくお願い致します。

(総務研修委員会 村上 篤)

会議所からのお知らせ

源泉所得税の納付は忘れなく ー源泉所得税申告納付巡回指導ー

従業員・専従者給与についての1月～6月分の源泉所得税(納期特例分)の申告・納付期限は、7月12日(月)です。納付が1日でも遅れると、不納付加算税等、余分な税金を納めることになる場合がありますので、必ず期限内に納付してください。また、次の日程で巡回指導を行いますので、お気軽にご相談ください。

●日程・場所

・7月7日(水)

加古川商工会議所 西支所

・7月5日(月)・9日(金)

加古川納税協会

※時間は午前10時～午後4時

新型コロナウイルスの影響により、巡回指導日が延期・中止となる可能性があります。開催については、加古川商工会議所HPまたはお電話でご確認下さい。

●持参いただく書類

・給与台帳(源泉徴収簿) もしくは各人の給与明細のわかる書類
・令和2年分年末調整により税額の超過がある方は納付書控

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日までにお問い合わせください。(当所会員限定)

●日時 6月22日(火)10時～

●場所 加古川商工会議所 3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課

TEL 079・424・3355

「商工かがわ8月号」 暑中見舞名刺広告募集中

●募集コマ数 80コマ

●サイズ 1コマ

タテ5・3cm×ヨコ4・0cm

●掲載内容 事業所名、役職名、氏名、所在地、

●料金 1コマ 5236円

●締切日 7月2日(金)

●お問い合わせ 会員課

TEL 079・424・3355

「商工かがわ」の広告でPR!

当所では「商工かがわ」に掲載される広告を次のとおり募集しております。

新商品やキャンペーン、また飲食店の方はテイクアウトのPRなどに低価格にてご利用いただけます。

自社PRにぜひともご活用ください。

色	種類名	サイズ タテ×ヨコ(cm)	会員料金 (円)
カラー	裏表紙1/2	12.5×17.0	52,360
モノクロ	表紙裏1/2、裏表紙裏1/2	12.5×17.0	26,180
	本文中1/2	12.5×17.0	20,944
	本文中1/4	5.8×17.0	10,472

(消費税10%込み価格)

●発行部数 3,000部

●掲載場所・掲載月等、上記以外のサイズなど詳細につきましては、会員課広報担当までご連絡ください。

●お申込み・お問い合わせ

会員課 TEL 079-424-3355

日本商工会議所「LOBO調査（早期景気観測調査）」

〔2021年4月調査結果〕 ※抜粋

業況DIは、回復基調続くも、厳しさ残る。先行きは感染再拡大に伴い、警戒感強まる
全産業合計の業況DIは、▲25.3（前月比+10.0ポイント）

中国・米国などの海外経済の回復に伴い、生産増が続く半導体・電子部品関連や自動車関連の製造業が牽引したほか、巣ごもり需要で売上が堅調な小売業が全体を押し上げた。

一方、まん延防止等重点措置の実施に伴う営業時間短縮や観光需要低迷により、外食・観光関連は厳しい状況が続く。

オンライン活用や新事業展開などが進む中、業種・業態によって対応の難しさが指摘されるほか、原材料費上昇によるコスト負担増加を不安視する声も多く、中小企業の景況感は回復基調が続くものの、厳しさが残る。
 ※今回の業況DIは、比較対象の前年同月（2020年4月）が感染拡大により全国で緊急事態宣言が発令されていた時期であることに留意が必要。

先行き見通しDIは、▲29.0（今月比▲3.7ポイント）

ワクチンによる感染抑制効果や、海外経済回復に伴う自動車や電子部品関連の生産増に期待する声が聞かれる。一方、変異株の感染再拡大による活動制約が続く中、客足減少や製品・サービスの受注・売上減少を懸念する企業は多い。

さらに原材料費や燃料費の上昇による採算悪化への不安もあり、先行きに対して厳しい見方が広がっている。

《今月の付帯調査》

・新型コロナウイルスによる経営への影響

「6割超の企業で影響が継続、感染再拡大に不安の声」

・改正高年齢者雇用安定法への対応状況

「改正高年齢者雇用安定法に対応する企業は43.2%」

中小企業で高年齢者の活躍が進むも、対応課題残る」

・2020年度の採用実績の動向

「コロナ禍でも中小企業は採用活動を継続」

採用活動した企業の約4割が予定数を確保できず」について実施。

詳細は、日本商工会議所LOBO調査ホームページ (<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>) を参照。



日商LOBO

6月の会議所カレンダー

日	曜日	行 事	日	曜日	行 事
1	火	令和3年度第1回常議員会	18	金	(無料)法律相談
2	水	広報委員会	22	火	(無料)不動産相談 女性会 セミナー
4	金	(無料)法律相談 女性会役員会	27	日	第222回日商珠算(そろばん)検定試験
13	日	第158回日商簿記検定試験	28	月	(無料)特許・商標相談
15	火	(無料)社会保険・労務相談 (無料)金融相談 加環研 エコ環境部会視察研修会	29	火	令和3年度通常議員総会
16	水	(無料)税務相談			

●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが事前にお問合せください。

●「特許・商標相談」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。

【ご連絡・お問い合わせ】加古川商工会議所 電話 079-424-3355

●「不動産相談」は、当面の間「完全予約制」の「電話相談のみ」となります。

【ご連絡・お問い合わせ（相談日4日前までに）】（一社）兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部

電話 079-424-0832

商工かこがわ6月号

発行
2021年6月1日

発行人
加古川商工会議所
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口800
TEL (079)424-3355(代表)
FAX (079)424-7157

印刷所 加古川印刷事業協同組合

広報委員の“つぶやき”

「朝三暮四」という言葉がある。猿にトチの実を朝に三つ晩に四つ与えようと言ったら猿が怒りだしたので、朝に四つ晩に三つ、と言ったら喜んだという故事から、目先の違いに気をとられて、結果は同じであるのに気がつかないことを言う。「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」。中身の違いに大差なく、事業者にとって大変な状況には変わらない。

「今月の“こんな日”」

●人事労務の日（6日）

1年に1度は会社の人事や労務について見直したり検証することにより、よりよい労使関係を築いていこうという日。今月の特集も労務に関わる大事な法改正をテーマにしました。